

令和6年度宿泊業人材育成確保事業委託業務企画提案募集要領

令和6年度宿泊業人材育成確保事業委託業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 令和6年度宿泊業人材育成確保事業委託業務

2 事業目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により落ち込んでいた観光需要が回復しつつある中、観光産業の受入体制の整備が急務となっている。特に、旅館やホテル等の宿泊施設における人材不足は深刻であることから、宿泊業における実習機会の創出や就職定着支援を通じて、宿泊業人材の確保につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

4 事業費（委託上限額）

2,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 実施場所

宮城県内

6 契約の相手方の選定

優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

7 業務内容

受託者は、宿泊業における人材確保に向けて、学生及び求職者等を対象として、本県の旅館やホテル等の宿泊施設における実習機会の創出や就職定着支援を行うため、下記（1）から（5）までに定める業務を行うこと。なお、業務実施に当たっては、（1）から（5）までの業務を有機的に連携させ、効果を最大限に高めるよう留意すること。

（1）実習生の募集・選考

学生や求職者等を対象として、当事業の周知を行い、宿泊施設で実習を受ける者（以下「実習生」という。）の募集及び選考を行うこと。なお、実習生の対象者は、県内宿泊施設での就業を希望する者とし、居住地は問わない。

(2) 受入事業者の募集・開拓

上記(1)で募集・選考した実習生を受け入れる旅館やホテル等の宿泊業者(以下「受入事業者」という。)の募集・開拓を行うこと。

受入事業者は、下記のイからチまでに該当する者とする。

- イ 実習を行うために必要な設備を有すること。
- ロ 実習の指導員として適当な従業員がいること。
- ハ 県内の事業所において実習を行うこと。
- ニ 作業内容が実習生に適していること。
- ホ 労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- ヘ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業、同条第13項に定める接客業務受託営業その他適切でないと判断される営業でないこと。
- ト 実習に当たり、実習生との間に短期雇用契約が締結できること。
- チ 実習期間中は、実習生は受入事業者における社会保険、雇用保険、労災保険、厚生年金、健康(医療)保険等に参加すること。

(3) 実習の実施

イ 事前学習の実施

実習生に対し、実習の実施前に宿泊業に従事するために必要となる基本的な知識の習得を目的とする事前学習の機会を設けること。

ロ 実習生と受入事業者とのマッチング

実習の実施に向けて、実習生と受入事業者とのマッチングを行うこと。マッチングに当たっては、実習生本人の希望や適性を踏まえた上で継続雇用につながる可能性の高い宿泊業者とマッチングできるように支援すること。

ハ 受入事業者における実習の実施

実習受入先において5日間から2週間程度の実習を実施すること。

なお、受入事業者に対し、事前に実習の内容や指導体制、継続雇用となる要件等について確認するなど、ミスマッチの防止や実習生の継続雇用につなげるための工夫を行うこと。

おって、実習中においては、実習生及び受入事業者へのヒヤリング等により進捗管理を行い、実習が円滑に実施できるよう必要な支援を行うこと。

(4) 実習終了後の定着支援

実習終了後は、実習生を対象に就職定着に向けたフォローアップ支援その他必要な支援を実施すること。

(5) 効果検証のための調査

実習終了後、事業の効果検証を行うこと。効果検証に当たっては、事業成果の取りまとめのほか、課題の洗い出しを行った上で必要に応じ事業改善や新たな支援策の検討を行うこと。

第2 応募資格

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 宮城県内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目において滞納及び未納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (5) 以下のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者
 - ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者
 - ハ 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがされている者
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定するもの）でないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）でないこと。
- (8) 過去に国又は地方自治体からの委託を受けて観光分野における業務実績があるなど、当該業務の円滑に遂行できる能力を有し、効果的な実施体制が整備できること。

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案も可能とする。その場合、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（本県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこととするが、再委託先においても上記1の（1）から（8）までの条件を満たさなければならない。また、1つの事業者が複数の規格提案者の再委託先事業者となることはできない。

さらに、本事業の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、企画提案書に再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載し、委託契約締結後に県と改めて再委託に関する協議を行うものとする。なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要が出てきた場合は、県がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

第3 スケジュール（予定を含む。）

1 企画提案募集開始	令和 6年 3月19日（火）
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和 6年 4月 3日（水）
3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和 6年 4月 8日（月）
4 企画提案への参加申込期限	令和 6年 4月11日（木）
5 企画提案書の提出期限	令和 6年 4月16日（火）
6 企画提案書の選考	令和 6年 4月19日（金）
7 企画提案書の選考結果の通知（予定）	令和 6年 4月下旬

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和6年4月3日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

- ① 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。
- ② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankouss@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部観光戦略課観光産業振興班）

- ③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年4月8日（月）までに宮城県経済商工観光部観光戦略課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込み

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部
- ② 宣誓書（様式第3号） 1部
- ③ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部
 - ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ④ 法人の概要（既存のパンフレット、ホームページなど概要の分かるもの） 1部

(2) 提出期限 令和6年4月11日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県経済商工観光部観光戦略課 観光産業振興班（宮城県庁行政庁舎14階）

3 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き20ページ以内、カラー印刷も可） 10部
- (2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。
- (3) 提出期限 令和6年4月16日（火）午後5時まで（必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (5) 提出先
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県経済商工観光部観光戦略課 観光産業振興班（宮城県庁行政庁舎14階）

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、選定委員ごとに各提案者の評価点を計算のうえ、各委員の評価点の平均が満点の6割以上かつ最高点を付けた委員数が多い提案者1者を選定して業務委託候補者とする。

2 応募多数の場合の取扱い

応募者が多数の場合は、事前提出書類による審査の上、上位者のみによるプレゼンテーション審査を行うものとする。

3 企画提案書の選考

- (1) 実施日 令和6年4月19日（金）（予定）※実施時間は別途通知する。
- (2) 実施会場 宮城県経済商工観光部会議室（宮城県庁行政庁舎14階南側）（予定）
（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号）
- (3) 実施方法
 - ・出席者は1提案につき2名以内とする。
 - ・1応募者当たりの持ち時間は20分以内（説明時間12分以内、質疑応答8分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
 - ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
 - ・プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (4) 選考結果の通知
全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

第6 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

- 1 業務実施の方向性及び全体計画（配点10点）
業務実施の方向性、業務の流れ、スケジュールは適切か。（10点）
- 2 業務別の内容（配点80点）
 - (1) 実習生の募集・選考
学生や求職者等を対象とし、当事業に関する周知を行い、実習生の募集及び選考を効果的に実施できる内容となっているか。（10点）
 - (2) 受入事業者の募集・開拓
(1)で募集・選考した実習生を受け入れる受入事業者の募集・開拓を効果的に実施できる内容となっているか。（10点）
 - (3) 実習の実施
 - イ 事前学習の実施
実習生に対し、実習の実施前に事前学習の機会を設け、宿泊業に従事するために必要となる基本的な知識の習得ができるよう工夫された内容となっているか。（10点）
 - ロ 実習生と受入事業者とのマッチング
実習の実施に向けて、実習生と受入事業者とのマッチングを行うとともに、実習生本人の希望や適性を踏まえた上で継続雇用につながる可能性の高い宿泊業者とマッチングできるよう工夫された内容となっているか。（10点）
 - ハ 受入事業者における実習の実施
受入事業者において5日間から2週間程度の実習を実施するとともに、実習生と受入事業者との間のミスマッチの防止や実習生の継続雇用につながるための工夫が行われる内容となっているか。また、実習が円滑に実施できるよう工夫された内容となっているか。（10点）
 - (4) 実習終了後の定着支援
実習終了後に、実習生を対象に就職定着に向けたフォローアップ支援及びその他必要な支援を実施するよう工夫された内容となっているか。（10点）
 - (5) 効果検証のための調査
実習終了後、事業成果の取りまとめのほか、課題の洗い出しを行った上で必要に応じ事業改善や新たな支援策の検討につながるよう、効果検証を効果的に実施する内容となっているか。（10点）
 - (6) その他効果的な取組に関する独自提案
上記(1)から(5)までに記載した業務以外で、本事業の目的に沿った効果が期待できる取組について、独自の提案がされているか。（10点）
- 3 業務の実施体制及び効率性（配点10点）
実施体制、経費配分及び業務の効率性は適切か。（10点）

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 選考に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は宮城県に帰属するものとし、また、宮城県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
 - (2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
 - (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）を遵守しなければならない。
- 2 その他
 - (1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。
 - (2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消しは認めない。
 - (3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
 - (4) 本業務により得られた成果は、全て宮城県に帰属するものとする。
 - (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。
 - (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

企画提案書の構成等について

■企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

1 表紙

「法人名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

2 目次

3 業務の全体計画

(1) 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

(2) 業務実施のスケジュール

4 業務内容別の説明

(1) 実習生の募集・選考

学生や求職者等を対象とし、本事業に関する周知を行い、実習生の募集及び選考を行うための具体的方法について説明すること。

(2) 受入事業者の募集・開拓

上記(1)で募集・選考した実習生を受け入れる受入事業者の募集・開拓を行うための具体的方法について説明すること。

(3) 実習の実施

イ 事前学習の実施

実習生に対し、実習の実施前に事前学習の機会を設け、宿泊業に従事するために必要となる基本的な知識の習得ができるようにするための具体的方法について説明すること。

ロ 実習生と受入事業者とのマッチング

実習の実施に向けて、実習生と受入事業者とのマッチングを行う具体的方法や、実習生本人の希望や適性を踏まえた上で継続雇用につながる可能性の高い宿泊業者とマッチングできるための工夫について説明すること。

ハ 受入事業者における実習の実施

受入事業者において5日間から2週間程度の実習を実施するための具体的方法や、実習生と受入事業者との間のミスマッチの防止や実習生の継続雇用につなげるための工夫について説明すること。

(4) 実習終了後の定着支援

実習終了後に、実習生を対象に就職定着に向けたフォローアップ支援を行うための具体的方法や、その他必要な支援を実施するための工夫について説明すること。

(5) 効果検証のための調査

実習終了後、事業成果の取りまとめを行うための具体的方法や、事業改善や新たな支援策の検討につながる効果的な検証を行うための工夫について説明すること。

5 効果的な取組に関する独自提案について

上記4に記載した業務以外で、本事業の目的に沿った効果的な取組がある場合は、具体的な提案を行うこと。

6 業務の実施体制

事務局の人数と役割など、業務の実施体制を記載すること。

7 概算見積書

業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

■企画提案書の仕様

1 提案数 1者につき1案

2 ページ数等

A4版片面印刷、表紙と目次を除き、20ページ以内、カラー印刷も可

3 提出部数 10部